

## 国民年金保険料の産前産後期間の免除が4月から始まります

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月1日から始まります。

- 【免除される期間】** 単胎の場合…出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間  
多胎の場合…出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間
- 【対象者】** 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の人
- 【申請先・方法】** 出産予定日の6カ月前から提出可能です。(※ただし、平成31年4月から)  
役場住民人権課 国民年金窓口にて備え付けの申請書をご記入いただきます。
- 【添付書類】** 出産前に届出の場合…母子手帳、出産予定日を明らかにできる医療機関の証明書など  
出産後に届出の場合…戸籍謄(抄)本、母子手帳、住民票、出産日および身分関係を明らかにできる医療機関の証明書など  
死産の場合…死産証明書、死胎埋火葬許可書、医療機関が発行した証明書など

問 大垣年金事務所 ☎78-5166 (平日 8時30分～17時15分) 住民人権課 ☎32-1104 (平日 8時30分～17時15分)

## 国民健康保険喪失の届け出をお忘れなく

ほかの医療保険に加入したのに、国民健康保険(国保)をやめる届け出をしないと、国保の保険税とほかの医療保険の保険料を二重に支払うこととなります。また、誤って国保の保険証を使って診療を受けると、国保が負担した医療費をお返ししていただくこととなります。

国保をやめるときには、次のものをお持ちいただき手続きしてください。

- 職場などの新しい健康保険の保険証
- 養老町国民健康保険被保険者証
- 印鑑(朱肉を使うもの)
- 個人番号カードまたは個人番号通知カード

問 住民人権課 ☎32-1104

## 大学などに進学するときの学生用の被保険者証について(マル学保険証)

町の国民健康保険(国保)の加入者が、大学や短大などへ進学するために町外へ転出するときには、学生用の被保険者証(マル学保険証)を交付します。

マル学保険証が交付される国保加入者は、住所を町外に定めることとなりますが、国保の資格は養老町になりますので、転出先の市区町村で新たに国保に加入する必要はありません。

マル学保険証の交付には手続きが必要です。次のものをお持ちいただき手続きしてください。

- 在学証明書または学生証のコピー
- 養老町国民健康保険被保険者証
- 印鑑(朱肉を使うもの)
- 窓口にお越しになる人の本人確認できるもの(運転免許証など)

### 【注意】

学生用の被保険者証(マル学保険証)は学生に対して特別に定められた制度です。卒業などによって学生でなくなった場合は、マル学保険証の資格を失うこととなります。その場合は速やかな手続きと保険証の返還をお願いします。

問 住民人権課 ☎32-1104